

◎新潟県告示第581号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次の表のように改正し、令和8年7月1日から実施する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 <u>次のアからケまでに掲げる事項の該当の有無</u> ア～ク （略） ケ <u>新潟県SDGs推進企業登録制度の登録状況 新潟県SDGs推進企業登録制度に基づく登録（新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する者に限る。）</u></p> <p>(5)・(6) （略）</p>	<p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 主観的事項 (1)～(3) （略） (4) 社会貢献活動等の状況 <u>次のアからクまでに掲げる事項の該当の有無</u> ア～ク （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p>